

三重県インバウンドプロモーション動画制作委託業務 業 務 仕 様 書

1 業務の目的

2024 年の訪日旅行者数は過去最高を記録しており、多くの都道府県ではコロナ前と比較し、外国人延べ宿泊者数が増加しているが、三重県においてはコロナ前の水準まで戻っていない。訪日旅行者の大半がインターネットで情報収集を行っていることから、訪日旅行先に三重県を選んでもらうために、ホームページや SNS・動画サイトを活用し、即時性・視認性・共感性に富んだ積極的な情報発信を進めることが重要となる。

そのためには、三重県の観光資源が有する価値を動画の力でより多くの訪日旅行者へ伝え、本動画を視聴する者の認知・関心の有無に関わらず、感覚的に観光に訪れたいと思うブランディング動画の制作を行う必要がある。

本事業では、三重県の観光魅力にかかる認知拡大を図ることで、県内への訪日旅行者のさらなる増加促進を目的とする。

また本業務にて制作した動画の分析、効果検証を行うとともに、制作した動画は、年間を通じて各種イベント等で活用するほか、WEB ページ、SNS 等で広く公開するものとする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 業務内容

(1) プロモーション動画制作・納品

本業務の目的を達するため観光客の潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、三重県の様々な観光資源（自然・食・歴史・文化・体験など）の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を以下のとおり制作・納品すること。

ア 県が提供可能な映像「美し国で過ごす三重」～M I E Beautiful time～(https://www.youtube.com/watch?v=dYX47j99e_k)等を有効活用したうえで、イで決定した撮影スポットの映像を盛り込んだ動画を制作すること。天候や季節等の関係で、適当な映像が撮影できなかった場合には、県と協議のうえで、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の許諾や費用の支払いも含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。

イ 撮影スポットは撮影シーズンを考慮し、秋期及び冬期において誘客促進に繋がる場所を、5か所以上提案を行い、県と協議の上、決定すること。

※地域の偏りが出ないように幅広くコンテンツを選定すること。

ウ 制作本数、動画再生時間については、下記表のものを必須言語（日本語、英語、中国語（繁体字）、韓国語、フランス語、タイ語）ごとに、県によるプロモーションの日程を勘案し、それぞれ作成すること。

① 韓国語版動画

動画の種類		再生時間	本数
A	ショート版（字幕なし）	30 秒程度	1 本
B	ロング版（字幕あり）	3 分程度	1 本
C	ナレーション版（字幕あり）	3 分程度	1 本

※言語：韓国語

※納期：令和7年10月24日（金）まで

※納期まで時間がないため、新たな撮影はせずに県が提供可能な映像を編集し制作しても構わない

② 中国語（繁体字）、フランス語、タイ語版動画

動画の種類		再生時間	本数
A	ショート版（字幕なし）	30 秒程度	1 本
B	ロング版（字幕あり）	3 分程度	言語毎に1本ずつ 計3本
C	ナレーション版（字幕あり）	3 分程度	言語毎に1本ずつ 計3本

※言語：中国語（繁体字）、フランス語、タイ語

※納期：令和7年12月12日（金）まで

③日本語、英語版動画

動画の種類		再生時間	本数
A	ショート版（字幕なし）	30 秒程度	1 本
B	ロング版（字幕あり）	3 分程度	言語毎に1本ずつ 計2本
C	ナレーション版（字幕あり）	3 分程度	言語毎に1本ずつ 計2本

※言語：日本語、英語

※納期：令和8年3月27日（金）まで

エ 観光地の魅力が伝わるように、字幕やナレーションが入った動画についても制作を行うこと。人物起用は必須ではないが、人物を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

オ 全ての動画に三重県への交通アクセス情報を動画内に入れるとともに、紹介したコンテンツの位置情報について、動画の一部分に表示することで、紹介されているコンテンツが三重県のどこにあるのか視聴者に分かるよう制作すること。

カ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。

キ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用

し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

ク 動画はフル HD 以上の解像度の動画を制作すること

ケ より多くの視聴に結び付けるため、没入感のある動画構成、特に最初の 10 秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと。

コ 動画制作にあたっては、事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等を三重県と協議のうえ決定してから実施すること。

サ 撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影した映像等を使用する際に必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きを受託者にて行うこと。

シ 制作する動画は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとする。

ス 制作する動画は、ウェブページや YouTube、Facebook、Instagram の動画共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式のもの、及びプレイヤーによる再生可能形式のものとする。また、それぞれの動画について、動作確認を 2 回以上行うこと。

セ 動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、三重県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) YouTube 等を活用したプロモーション

ア 上記(1)で制作した動画を三重県の指定する YouTube アカウント、SNS 等にて配信すること。

イ YouTube アカウントで公開するにあたり必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること。

ウ 配信動画をより多くの視聴者へ届けるため、動画視聴回数の目標を設定の上、WEB 広告、SNS 広告等を実施すること。動画広告費および広告管理費にける費用は特に定めないが、当初の契約金額内で効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと。

エ その他、話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること。

(3) 効果検証

ア 提案に際しては、この取り組みにおける KPI と設定理由、効果検証の方法を提示すること。SNS 上の投稿については、発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント（いいね、リツイート、コメント等）など、プロモーションの効果が測定できる指標に関する情報を収集し、分析すること。

イ 訪日旅行の情報発信に強みを持つ、或いは知見のある企業や団体に制作した動画や今後の動画を活用したプロモーションの方策に関するヒアリングを実施すること。

ウ ア、イの活用を基に効果を検証し、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性等についてレポートを作成すること。

(4) その他

ア 委託業務を総括する責任者を置き、三重県と常時連絡が取ることができる体制とす

ること。

- イ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。（別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の対象とする。）
- ウ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。（別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の対象とする。）
- エ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- オ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- カ 事業実施にあたっては、企画提案コンペで提案を行った取組事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- キ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ク 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ケ 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書2部を提出すること。報告書とは別に、制作した動画等をウェブページや YouTube、Facebook、Instagram の動画共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式で USB 等の電子媒体に記録して納品すること。その際、サムネイル画像も制作して納品すること。

加えて、プレイヤーによる再生可能形式にて DVD に記録して納品すること。

(1) 報告書記載事項

- ア プロモーション動画制作の概要
 - ・動画制作の内容等
 - ・制作した動画、静止画の内容等
- イ プロモーションの概要と効果検証
 - ・プロモーションを行った媒体
 - ・プロモーションを行った効果検証
- ウ イで行った検証を元に、より効果的なプロモーション動画制作に向けた提案及びプロモーション手法の提案
- エ その他、三重県が指示したもの

(2) 成果物

- ア ウェブアップロード用動画データ一式（MP4 形式）
（サムネイル画像含む）
- イ プレイヤーによる再生用 DVD 2 枚
- ウ 再生用 USB 2 個

エ 成果物にはそれぞれタイトル等を印字すること。

(3) 納品期限 令和8年3月27日(金)

(4) 納品場所 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

(1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めることとする。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県

に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後は無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をと

るものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

オ 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

カ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

キ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 不破、岡田

電 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以上